

質問への回答

No.	質問	回答
1	<p>契約候補事業者が選定後に契約締結前に辞退した場合、当該候補者に違約金等のペナルティは発生しないと要項上は読めますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約候補事業者が、契約締結前に辞退した場合、違約金は発生せず、次点者を契約候補事業者とします。</p> <p>なお、審査基準において「実施体制や資金計画、関係法令等に基づいた実現性の高いものであるか」としているため、活用計画の実現性に影響のある事項については、選定委員会からのヒアリング等審査段階で漏れなく御説明ください。</p>
2	<p>土地・借地権・建物の価格に制限はありますか。建物評価は0円で考えています。</p>	<p>申込み事業者において、土地・借地権・建物の価格をどのように評価されるかは問いません。様式3「買受希望価格書」に土地・建物の総額を記入し、御提出ください。</p> <p>なお、契約時には、申込み事業者において評価された土地・借地権・建物の価格に関わらず、要項に記載された収入割合により算定された額により、本市及び府社協とそれぞれ御契約いただくこととなります。</p>
3	<p>境界確定した際、売買時の基準面積よりも確定後の面積が小さかった場合、面積差分に応じて売買代金の一部返還を受けることは可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約締結後に実測面積が確定した場合で、その面積が現実測面積よりも大きいときには、要項及び契約書（案）（別紙3-1、3-2）のとおり面積差分の追加代金をお支払いいただくこととなりますが、現実測面積よりも小さいときには返還しません。</p>